

西目屋村温暖化対策実行計画(事務事業編)

2024(令和 6)年度～2030(令和 12)年度

2024(令和 6)年 11 月

西目屋村

目 次

1. 背景	2
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 基準年度	
(5) 計画期間	
(6) 上位計画及び関連計画との位置づけ	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 温室効果ガス総排出量	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	5
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	6
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	7
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされ、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクも高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年に合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」等を掲げた国際枠組みです。世界全体の平均気温の上昇を 1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言しました。翌 2021 年 4 月には、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減とすることとしました。国・地方脱炭素実現会議において決定された「地域脱炭素ロードマップ」では、脱炭素化の基盤となる重点施策として屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等が位置づけられています。

2. 基本的事項

(1) 目的

西目屋村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「西目屋村事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、西目屋村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

西目屋村事務事業編の対象範囲は、西目屋村の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

西目屋村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO2)のみとします。

(4) 基準年度

2023 年度

(5) 計画期間

2024 年度 ～ 2030 年度

項目	年度						
	2023	…	2024	…	…	…	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始				目標年度
計画期間			→				

図 1 計画期間のイメージ

(6) 上位計画及び関連計画との位置づけ

西目屋村事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び西目屋村総合計画に即して策定します。

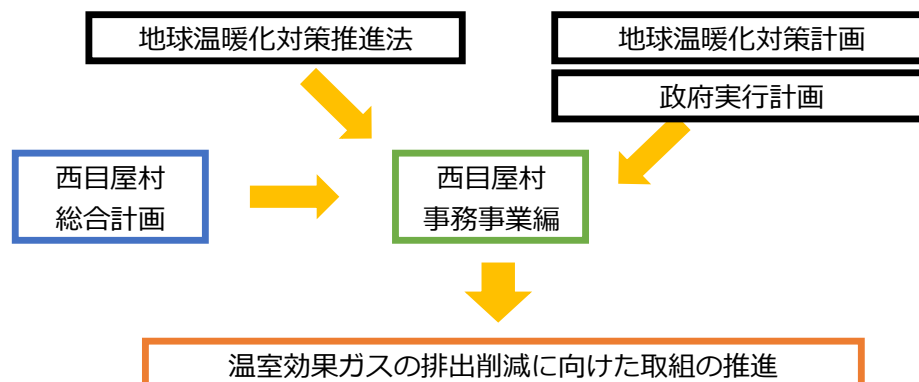


図 2 西目屋村事務事業編の位置づけ

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

西目屋村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2023 年度において、1,091t-CO₂ となっています。施設別では、観光・レクリエーション施設（道の駅や温浴施設）が全体の 78%を占め、次いで役場庁舎8%、小学校8%、自動車6%となっています。また、エネルギー種別では、電気が全体の 66%を占め、次いで灯油 28%、ガソリン4%、軽油2%、LP ガス0%となっています。

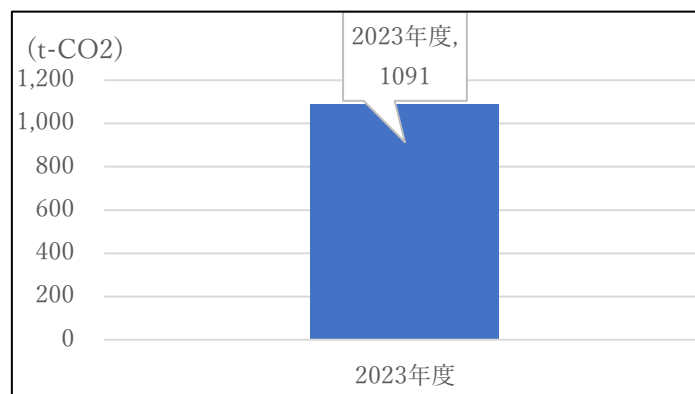


図 3 西目屋村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」

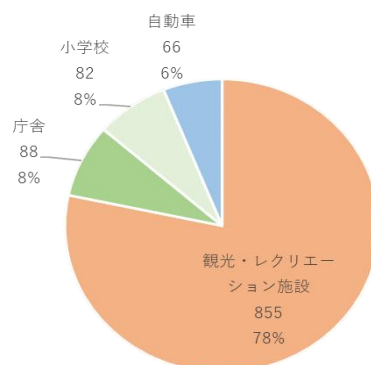


図 4 施設分類別の「温室効果ガス総排出量」の割合

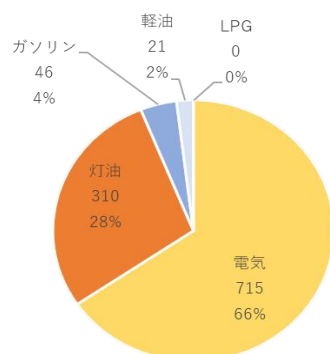


図 5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、西目屋村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030 年度)に、基準年度(2023 年度)比で 5%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガスの削減目標

	基準年度	2023	年度	目標年度	2030	年度
温室効果ガス 排出量		1, 091. 0	t-CO2		1, 036. 0	t-CO2
削減率					5	%

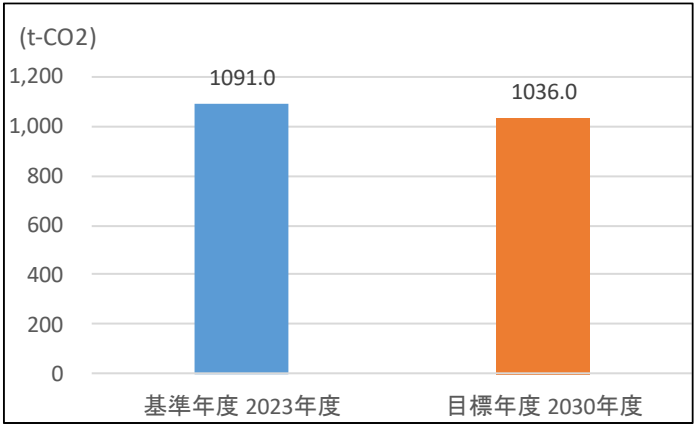


図 6 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、LED 照明や高効率空調(ヒートポンプ)などエネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。

⑤ 電動車(EV・FCV・PHEV・HV)の導入

公用車を更新する際には、電動車(EV・FCV・PHEV・HV)の導入を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。なお、電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)のことです。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、クールビズ・コンフォートビズの取組も含めた省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

6. 計画の推進・点検・公表等

(1) 推進体制

西目屋村事務事業編を推進するために、村長を委員長とする「西目屋村地球温暖化対策庁内委員会」を設け、計画の着実な推進と進捗管理を行います。

(2) 点検体制

毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組みの方針を決定します。

(3) 進捗状況の公表

西目屋村事務事業編の進捗状況は、村のホームページ等で毎年公表します。